指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています

指定の番号	関東地方整備局長 第20号
指定の有効期間	令和4年4月 1日から 令和9年3月31日まで
機関の名称	株式会社 北関東建築検査機構
主たる事務所の住所	群馬県前橋市房丸町174番地 電話番号 027(212)7575
代表者氏名	代表取締役 田口和宏
業務区域	茨城県の全域 栃木県の全域 群馬県の全域 埼玉県(越谷市、草加市、熊谷市、春日部市、久喜市、三郷市、八潮市、吉川市、本庄市、幸手市、深谷市、行田市、加須市、鴻巣市、羽生市、秩父市、白岡市、杉戸町、松伏町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町に限る) 千葉県(松戸市、柏市、佐倉市、我孫子市、流山市、鎌ヶ谷市、野田市、成田市、白井市、印西市、香取市、栄町、神崎町に限る)
指定の区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号) 第15条第1号、2号、3号、4号、5号、6号及び9号から14号
取り扱う建築物等	床面積の合計が10,000㎡以内の建築物 小荷物専用昇降機以外の建築設備 小荷物専用昇降機 工作物
実施する業務の態様	確認、中間検査及び完了検査